

# 指摘事項

介護老人保健施設・短期入所療養介護

令和8年3月

鳥取市福祉部地域福祉課指導監査室

---

# ◎根拠条文

---

## 「老健条例」

鳥取市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例  
(平成29年12月22日鳥取市条例第49号)

## 「条例」

鳥取市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例  
(平成29年12月22日鳥取市条例第51号)

## 「予防条例」

鳥取市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例  
(平成29年12月22日鳥取市条例第52号)

# ◎根拠条文

---

「老企第40号」

指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(短期入所サービス及び特定施設入居者生活介護に係る部分)及び指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について

(平成12年3月8日老企第40号)

「口腔衛生等通知」

リハビリテーション・個別機能訓練、栄養、口腔の実施及び一体的取組について」

(令和6年3月15日老高発0315第2号・老認発0315第2号・老老発0315第2号介護保険最新情報Vol.1217)

# ☆入退所

■入所者について、その病状及び身体の状態に照らし、退所して在宅に復帰できるかどうかについて定期的に検討し、この検討の経過及び結果を記録しておくこと。（老健条例第12条第4項）

医師、薬剤師（配置されている場合に限る）、看護・介護職員、支援相談員、介護支援専門員等による居宅における生活への復帰の可否の検討は、入所後早期に行うこと。また、その検討は病状及び身体の状態に応じて適宜実施すべきものであるが**少なくとも3月ごと**には行うこと。これらの定期歴な検討の経過及び結果は記録しておくとともに、その記録は5年間保存しておくこと。

# ☆利用料等の受領

■日常生活においても通常必要となるものに係る費用として、日用品費を一律に利用者負担させている事例が見受けられた。「通所介護等における日常生活に要する費用の取り扱いについて（平成12年3月30日老企第54号）」に基づき、**一律に提供した日用品の費用等、利用者負担が適切でないものについては事業所負担とすること。**（老健条例第14条第3項、居宅条例第175条第3項、予防条例第142条第3項）

このことについては、以下の通知を参考にすること。

- 「通所介護等における日常生活に要する費用の取扱いについて」  
（平成12年3月30日老企第54条）

（改正：令和6年3月15日老高発0315第1号・老認発0315第1号・老老発0315第1号介護保険最新情報Vo1.1213）

- 「「その他日常生活費」に係るQ&A」

（平成12年3月31日厚生省老人保健福祉局介護保険制度施行準備室 事務連絡）

# ☆利用料等の受領

■利用者が居室で使用する家電製品の電気代の徴収について、「その他の日常生活費」に係るQ&A」（平成12年3月31日厚生省老人保健福祉局介護保険制度施行準備室事務連絡）」に基づき、サービス提供とは関係のない費用として徴収すること。具体的には、重要事項説明書について、当該記載を削除し、請求する場合は介護保険サービスと明確に区別すること。（老健条例第14条第3項、居宅条例第175条第3項、予防条例第142条第3項）

このことについては、以下の通知を参考にすること。

- ・「通所介護等における日常生活に要する費用の取扱いについて」（平成12年3月30日老企第54条）  
（改正：令和6年3月15日老高発0315第1号・老認発0315第1号・老老発0315第1号介護保険最新情報Vo1.1213）
- ・「「その他日常生活費」に係るQ&A」（平成12年3月31日厚生省老人保健福祉局介護保険制度施行準備室 事務連絡）

# ☆利用料等の受領

■冷暖房費について、「居住、滞在及び宿泊並びに食事の提供に係る利用料等に関する指針」（平成17年9月7日厚生労働省告示第419号）に基づき、**光熱水費は別で請求するのではなく居住費に含めること。**（老健条例第14条第3項、居宅条例第175条第3項、予防条例第142条第3項）

このことについては、以下の通知を参考にすること。

- ・「居住、滞在及び宿泊並びに食事の提供に係る利用料等に関する指針」（平成17年9月7日 厚生労働省告示第419号）  
（今回改正：令和6年3月15日厚生労働省告示第86号）

# ☆口腔衛生の管理

- 口腔衛生管理体制計画について、歯科医師が計画作成者となっていたが、介護職員が作成すること。（口腔衛生通知等第6Ⅱ1）
- 歯科医師等がおおむね6月毎に行う技術的助言・指導について、その内容を記録すること。また、当該技術的助言・指導を踏まえ、口腔衛生管理体制計画の見直しを行い、口腔衛生の管理体制の充実を図ること。（口腔衛生等通知第6Ⅱ1）

口腔衛生に関する内容については、「リハビリテーション・個別機能訓練、栄養、口腔の実施及び一体的取組について」（令和6年3月15日老高発0315第2号・老認発0315第2号・老老発0315第2号介護保険最新情報Vo1.1217）を参照すること。

# ☆衛生管理等

- 食中毒の予防及びまん延防止のための委員会をおおむね3か月に1回以上開催するとともに、その結果について従業者へ周知すること。（老健条例第33条第2項）
- 感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会について、従来型とユニット型の職員がそれぞれ参加すること。
- 従業者に対し、食中毒の予防及びまん延防止のための研修を年2回以上開催すること。（老健条例第33条第2項）

## 感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための対策

- ①感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための対策について検討する委員会をおおむね3か月に1回以上開催するとともに、その結果について介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- ②感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための指針を整備すること。
- ③介護職員その他の従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延防止のための訓練を定期的実施すること。

# ☆勤務体制の確保等

■勤務表について、複数の職種を兼務している職員については、職種ごとの勤務時間を記載すること。（条例第186条で準用する第107条第1項、予防条例第147条で準用する第83条第1項、老健条例第30条第1項）

介護老人保健施設（短期入所療養介護事業所）ごとに、原則として月ごとの勤務表を作成し、**従業者の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、看護・介護職員等の配置等を明確にする**必要があります。

# ☆身体拘束廃止未実施減算

■身体的拘束等の適正化のための研修を年2回以上実施しておらず、身体拘束適正化のための委員会について、身体拘束に関する内容が確認できなかった。介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を年2回以上実施し、身体拘束適正化のための委員会においては、必ず身体拘束に関する事項を話し合い、議事録等に記録を残すこと。また、速やかに改善計画を提出し、事実が生じた月から3月後に改善計画に基づく改善状況を報告し、改善が認められる月までの間、身体拘束廃止未実施減算を適用すること。なお、委員会で話し合う内容についても検討すること。（老企第40号 第2の6（7））

定期的な研修（年2回以上）及び委員会を開催すること。  
また、その実施内容についても記録することが必要である。

# ☆口腔衛生管理加算

■口腔衛生管理加算について、歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が入居者に対し口腔衛生等の管理を月2回以上行った記録を残しておくこと。  
(老企第40号 第2の6(31))

歯科医師の指示を受けて当該施設の入所者に対して口腔衛生の管理を行う歯科衛生士は、**口腔に関する問題点、歯科医師からの指示内容の要点**（ただし、歯科医師から受けた指示内容のうち、特に歯科衛生士が入所者に対する口腔衛生の管理を行うにあたり配慮すべき事項とする。）、**当該歯科衛生士が実施した口腔衛生の管理内容、当該入所者に係る口腔清掃等**について介護職員への具体的な技術的助言及び指導の内容その他必要と思われる事項に係る記録を別紙様式3を参考として作成し、当該施設に提出すること。当該施設は、当該記録を保管するとともに、必要に応じてその写しを当該入所者に対して提供すること。

# ☆所定疾患施設療養費

■所定疾患施設療養費について、当該加算の算定開始後は、前年度の治療の実施状況について介護サービス情報の公表制度を活用する等により外部に見える形で公表すること。（老企第40号 第2の6（38）（39））

○対象となる入所者の状態は以下のとおり

イ 肺炎

ロ 尿路感染症

ハ 带状疱疹

ニ 蜂窩織炎

ホ 慢性心不全の暴悪（注射又は酸素投与等の処置を実施した場合のみ算定可）

○公表する内容は以下のとおり

当該施設の前年度における入所者に対する投薬、検査、注射、処置等の実施状況

# ☆計画の作成

■施設サービス計画が漫然かつ画一的なものとなっていた。施設サービス計画の作成に当たっては、利用者の希望及び生活課題をアセスメントにより適切に評価し、施設サービスの方向性を示す個別具体的なものとする。

計画作成に当たっては、アセスメント情報を加味し入居者一人一人の状況等に合わせた計画を作成すること。

※施設サービス計画の作成に当たっては、「介護サービス計画書の様式及び課題分析標準項目の提示について」（平成11年11月12日老企発第29号）に沿って行ってください。